

秋田県公報

目 次

秋田県税条例の一部を改正する条例(四一・税務課)……………2	ページ
合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率及び徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(四二・税務課)……………5	

この号で公布された条例のあらまし

1 秋田県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四一号) 県民税

- (一) 上場株式等の譲渡所得等及び配当等に対する税率の特例措置の適用期間を一年延長することとした。(附則第一条の二の三、附則第一三条の三、附則第一三条の四関係)
- (二) 特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例について、対象となる特定株式の取得期間を平成二十年三月三十一日まで(現行平成十九年三月三十一日まで)延長することとした。(附則第一二条の三関係)

2 不動産取得税

- (一) 次に掲げる減額措置の適用期間を平成二十年三月三十一日まで(現行平成十九年三月三十一日まで)延長することとした。
 - (1) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置
 - (2) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四一年法律第一二六号)の規定に基づき入会権者等が入会林野整備計画等により取得する土地に係る税額の減額措置
- (二) 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第一三一号)に規定する認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置の適用期間を平成二十年三月三十一日まで(現行平成十九年三月三十一日まで)延長することとした。(附則第一六条関係)

3 県たばこ税

- 一、〇〇〇本につき一、〇七四円の特例税率を本則税率(現行八九八円)とすることとした。(第八三条、附則第一八条の三関係)

4 自動車取得税

- (一) 電気自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成二十年三月三十一日まで(現行平成十九年三月三十一日まで)延長することとした。
- (二) 天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能を満たすものに限定するとともに、その適用期間を平成二十年三月三十一日まで(現行平成十九年三月三十一日まで)延長することとした。
- (三) ハイブリッド自動車(バス及びトラックに限る。)に係る

税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定するとともに、その適用期間を平成二十年三月三十一日まで(現行平成十九年三月三十一日まで)延長することとした。

(四) ハイブリッド自動車(バス及びトラック以外のものに限る。)に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定するとともに、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときは一〇〇分の二(現行一〇〇分の二・二)、平成二十年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときは一〇〇分の一・八とし、その適用期間を平成二十年三月三十一日まで(現行平成十九年三月三十一日まで)延長することとした。

(五) メタノール自動車に係る税率の特例措置を廃止することとした。(附則第二二条関係)

5 狩猟税

- (一) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟税の税率を設けることとした。(第一九五条関係)
- (二) その他
- (三) その他所要の規定の整理を行うこととした。

6 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率及び徴収の特例に関する条例(秋田県条例第四二号)

- (一) 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税について、当該自動車の移転登録又は変更登録が行われた場合の自動車税の月割計算を廃止することとした。(第二条の二関係)
- (二) その他
- (三) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- (四) この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、(一)は、公布の日から施行することとした。

条 例

秋田県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十一号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五十五条の三第一項第四号中「法第七十二条の二第九項第四号、第五号」を「法第七十二条の二第九項第五号」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第六十三条第二項中「住宅金融公庫、」を削る。

第八十三条中「八百九十八円」を「千七十四円」に改める。

第七十五条第五項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第九十五条第一項第一号及び第二号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 八千二百円

四 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第二十三

条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 五千五百円

第九十八条中「第九十五条第一項第二号」の下に「又は第四号」を加える。

附則第十二条の二の三中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第十二条の二の四第一項中「第三十七条の十一の三第三項第一号」を「第三十七条の十一の三第三項第二号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第一号」に、「次項」を「以下この条」に、「同条第三項第二号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき」を「係る同法第三十七条の十一の三第一項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に」に改める。

附則第十二条の三第六項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第二項及び第三項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める。

附則第十三条の三中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第十三条の四第一項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

附則第十四条の七第一項中「住宅金融公庫、」を削る。

附則第十六条第一項及び第三項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第十八条の三第一項を削り、同条第二項中「平成十八年七月一日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条とする。

附則第十九条第一項中「第五条第二項に規定するもの」の下に「(附則第二十二條第三項において「天然ガス自動車」という。)」を加え、「並びに附則第二十二條第二項」を削る。

附則第二十二條第二項中「電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のもの」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第八項中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「第三項、第五項又は第六項」を「から第四項まで、第六項又は第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「内燃機関」を「次に掲げる特定自動車(内燃機関)」に、「(以下この項において「特定自動車」という)を「をいう。以下この項において同じ」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車(バス又はトラックである場合にあつては百分の二・七を、当該特定自動車(バス及びトラック以外の自動車である場合にあつては百分の一・八(当該取得が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の二))」に改め、同項各号を次のように改める。

一 車両総重量が三・五トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第十二条第五項に規定するもの

(一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第十二条第六項に規定するもの(以下この号において「平成十七年特定軽量車基準」という。)に適合すること。

(二) 窒素酸化物の排出量が平成十七年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(三) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第十二条第七項に規定するもの

(一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第

十二条第八項に規定するもの（以下この号において「平成十七年特定重量車基準」という。）に適合すること。

(二) 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(三) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第二十二條第三項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 次に掲げる天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に
行われたときに限り、第七十四條の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一條の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第十一條の三第二項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので同條第三項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一條の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第十一條の三第四項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同條第五項に規定するもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第九十五條第一項及び第九十八條の改正規定は、同月十六日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二條の二第九項第四号に掲げる事業に対して課する平成十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による改正前の秋田県税条例第六十三條第二項の規定による家屋の新築後最初に
行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 この条例による改正後の秋田県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第二十二条第四項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成十九年八月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第十二条第七項に規定するもの」とあるのは、「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車」とする。

(狩猟税に関する経過措置)

6 新条例第九十五条第一項の規定は、平成十九年四月十六日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率及び徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十二号

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率及び徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率及び徴収の特例に関する条例(昭和二十七年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、第二百二十七条及び第二百二十九条」を「及び第二百二十七条」に改める。

第二条の二を削る。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び第二条の二を削る改正規定(同条第三項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄